

一般社団法人日本ダイカスト協会 安全表彰制度規程

(目的)

第1条 この規程はダイカストを製造する事業所のうち、労働災害防止の上で他の模範となる優れた安全成績を達成した事業所を表彰することにより、自主的な安全活動をさらに促進し、ダイカスト業界の安全水準の向上に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は事業所単位とし、一般社団法人日本ダイカスト協会（以下「協会」という）の定める労働災害報告書を毎月提出した事業所を対象とする。

- 2 休業の日数が4日に満たない場合は、事業者は、前項の規定にかかわらず、『1月から3月まで』、『4月から6月まで』、『7月から9月まで』及び、『10月から12月まで』のそれぞれの期間における『最後の月の翌月末日まで』に、協会の定める労働災害報告書を提出することも可とする。
- 3 ただし、表彰対象期間内に労働安全衛生法及び関係法令に違反した場合は、表彰の対象外とする。

(表彰の対象期間)

第3条 表彰の対象期間は、原則として毎年1月1日から12月31日までを基準とする。

(表彰の種類および基準)

第4条 協会は1年を通して度数率ゼロの優れた安全成績を達成した事業所に対して、優良賞の表彰を行う。

- 2 協会は前項に該当する事業所のうち、下表のとおり事業所規模に応じた一定の期間、優良賞を連続して取得した場合、前項の表彰に代えて、特別賞の表彰を行う。

表. 特別賞の区分

区分	達成期間	平均在籍従業員数
A	2年	300人以上
B	3年	100人以上 300人未満
C	4年	50人以上 100人未満
D	5年	50人未満

(審査および決定)

第5条 優良賞は環境・安全委員会にて確認・選考する。

2 特別賞は環境・安全委員会により選考された表彰候補者を理事会に諮り決定する。

(表彰の実施)

第6条 優良賞の表彰は対象の事業所に対し、会報・協会ホームページにて公表し、表彰状を授与することとする。

2 特別賞の表彰は対象の事業所に対し、会報・協会ホームページにて公表し、翌年5月の総会にて表彰状を授与することとする。

(補則)

1 事業所単位とは、企業内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所のことを指す。従って、労働災害報告書の提出はこの事業所単位となる。ただし、事業所毎での提出が難しい場合は、この限りではない。

2 在籍従業員数は、臨時・パート・派遣を含めた全従業員とする。

3 2024年については、2024年4月から2024年12月までを表彰対象期間とする。

4 『度数率』とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、労働災害の頻度を表したものをいう。

ただし、『度数率』は休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数であり、これに該当しない不休災害による傷病者は含まない。(厚生労働省出典)

5 特別賞の達成期間中に平均在籍従業員数に変動した場合、区分が変更されることがある。

(附則)

施行 2024年 4月 1日